平成２２年（フ）第４７号
千葉県佐倉市新臼井田18番24号
債務者　渡辺　綾香
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７２号
岡山県倉敷市羽島219番地２　コーポアルカディアＣ棟206、住民票上の住所岡山県倉敷市帯高10番地23
債務者　菅野花菜恵
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
岡山県総社市井尻野2594番地
債務者　古庄志津保
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８号
静岡県掛川市上西郷610番地の８　ビラコスモＡ101
債務者　松浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
栃木県足利市島田町615番地
債務者　市川　　泉
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５７号
栃木県佐野市高萩町620番地５　石山コーポ203号
債務者　藤野　靖弘
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６３号
栃木県足利市鹿島町597番地１　増田アパート10号
債務者　石山　隆二
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２９号
釧路市愛国東４丁目33番14号
債務者　川崎　静秀
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
釧路市花園町11番17号　皆瀬荘１号
債務者　桂川　重美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
釧路市大楽毛３丁目26番１号
債務者　赤坂　隆則
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
北海道厚岸郡厚岸町港町３丁目44番地
債務者　成田キヨ子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７９号
横浜市戸塚区上倉田町1786番地
債務者　鈴木　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０号
横浜市戸塚区下倉田町1909番地　カネイチハイツＢ棟202号
債務者　徳永　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２号
神奈川県藤沢市円行１丁目12番地の３　ライオンズマンション湘南台ガーデンシティ511
債務者　岩下　麻美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９号
横浜市旭区上川井町118番地　プリメーラ宮ノ下102号
債務者　西村　大作
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部